

名古屋市告示第179号

告示の訂正について

令和 6年度名古屋市告示第 252号の一部を次のように訂正します。

令和 8年 4月10日

名古屋市長 広 沢 一 郎

令和 6年度名古屋市告示第 252号「名古屋市科学館の観覧料の収納事務の委託について」の本文中「地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2の 2 第 1号の規定に基づき、次のように使用料の収納事務を委託しましたので、第 231条の 2の 3第 2項の規定に基づき」を「地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6年政令第12号）附則第 2条第 1項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項に定めるところにより、次のように使用料の収納事務を委託しましたので」に訂正する。

名古屋市教育委員会科学館総務課